

令和3年11月9日 行政事業レビュー（秋レビュー）
テーマ「子供の貧困・シングルペアレンツ問題」 資料

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和2年度秋の行政事業レビュー以降の厚生労働省の対応

R2年11月

R2年12月～

R3年5月～6月

R3年10月

R2秋レビュー 指摘事項 →P.2

- 支援を必要とする人の立場に立って、これを起点とした支援策の「ワンストップ化」の実現。
- 自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人、その予備軍に対して積極的にアプローチするためにも、「**プッシュ型**」の支援を可能とする必要。
- それぞれの現場における支援を担う**人的資源の拡充や雇用の安定化（職員のキャリアアップへの配慮、NPO等の積極的な活用等）**

1 調査研究の実施 →P.3

- 母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関して、**自治体向け、支援員向けの調査及び自治体ヒアリング**を実施。
- 支援員の処遇や勤務状況、業務内容、職場環境等について照会。

2 予算措置 →P.10

- **ワンストップ相談体制強化事業**(令和2年度補正予算等)
- **相談支援体制強化事業**(令和3年度予算)
- ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の拡充(令和4年度概算要求)

3 検討依頼通知の発出 →P.17

- R2秋レビューの指摘事項や、調査研究の結果を踏まえ、**総合相談窓口の体制強化等の重要性や、母子・父子自立支援員への支援等について、自治体宛てに通知を発出**。ひとり親家庭への支援体制の強化に向けての取組を依頼。

4 全国会議の開催 →P.23

- 全国の母子・父子自立支援員等を対象として、③通知の内容の周知や、自治体における好事例の共有・横展開を目的として、オンラインで実施。

現在、**6自治体**でモデル的に事業を実施中

5 実施状況調査の実施 →P.25

- ③通知及び④全国会議において、母子・父子自立支援員の処遇改善等の推進について、検討を依頼したことを受け、各自治体における**現時点の検討状況の調査**を実施。
- 母子・父子自立支援員を設置することとなっている都道府県、市及び福祉事務所設置町村（計906自治体）から回答。
- 主な照会内容
 - ・母子・父子自立支援員の処遇改善状況
 - ・業務効率化や効果的な相談対応を行うための、IT機器等の整備状況
 - ・母子・父子自立支援員に対する研修受講機会の充実の状況。

【参考】令和2年度「秋の行政事業レビュー」（子供の貧困・シングルペアレンツ）指摘事項 <抜粋>

- 子供の貧困・シングルペアレンツに関する問題は、困難な状態となるきっかけやプロセス、また、子供の未来に関わることとして捉えれば、全ての人に関わる政策課題として位置付けるべきである。
- その上で、今後、更に、必要な支援を必要な人に十分に行き渡らせるためには、まず、支援を必要とする人の立場に立って、これを起点とした支援策の「ワンストップ化」を実現し、素早く有効な支援を届ける必要がある。そのために、デジタル・データの活用に加え、役所や学校などの現場で直接支援に携わる人（スクールソーシャルワーカーなどの支援員やNPO法人等）を効果的に活用することが必要である。
- また、自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人、その予備軍に対して積極的にアプローチするためにも、「プッシュ型」の支援を可能とする必要がある。
- 今後、国は、「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現するために、デジタル・データの特徴を活かしたデータ・ベースに関わる共通インフラを主導して構築することを検討すべきである。その際には、これまでの子供の貧困対策・シングルペアレンツに対する支援の取組を通じて得た知見を活かし、目指すべき枠組みやアウトカムを明確化すること。また、構築した共通インフラは、将来のモニタリングにも活用するほか、各地方公共団体において工夫することが可能となるような仕組みとするよう留意すること。また、それぞれの現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化（職員のキャリアアップへの配慮やNPO等の積極的活用を含む。）のための施策を進めていく必要もある。
- こうした「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現するため、具体的には、支援を必要とする人の便益（教育効果を含む。）となることを第一として、各地方公共団体における福祉部局と教育部局の連携強化・一体的体制の構築、個人情報保護条例の改正や運用の見直し等により、情報の一元化や連携を可能とし、支援を必要とする人及びその予備軍の状況を適時・的確に把握することを進めることが重要である。さらに、支援へのアプローチを容易とするために、手続面での課題の整理、簡略化も必要である。

1 調査研究の実施

2 予算要求

3 検討依頼**通知**の発出

4 **全国会議**の開催

5 実施状況**調査**の実施

「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」（令和2年度）

研究目的

- 市町村等において、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）を対象に母子・父子自立支援員による支援を展開しているものの、平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子・父子自立支援員の認知度は非常に低く、その利用状況も低調となっている。
- 本調査研究では、母子・父子自立支援員等による相談体制の実態及び必要な対応策を研究することにより、ひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的として調査を実施した。

研究方法

母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査

- 調査対象：地方自治体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村 907自治体）
- 母子父子自立支援員（1,780名全員）
- 調査期間・方法：2020年12月3日～2020年12月18日（郵送及びweb）

※ 有効回答率 地方自治体：74.1%（郵送：49.6%、WEB：24.5%：671票）、母子父子自立支援員：75.6%（1,346票）

自治体へのヒアリング調査

- 調査対象：静岡県、練馬区、明石市の3自治体にヒアリング調査を実施
- 調査期間・方法：2021年2月下旬～2021年3月上旬の間、ヒアリング（電話・オンライン）を実施。

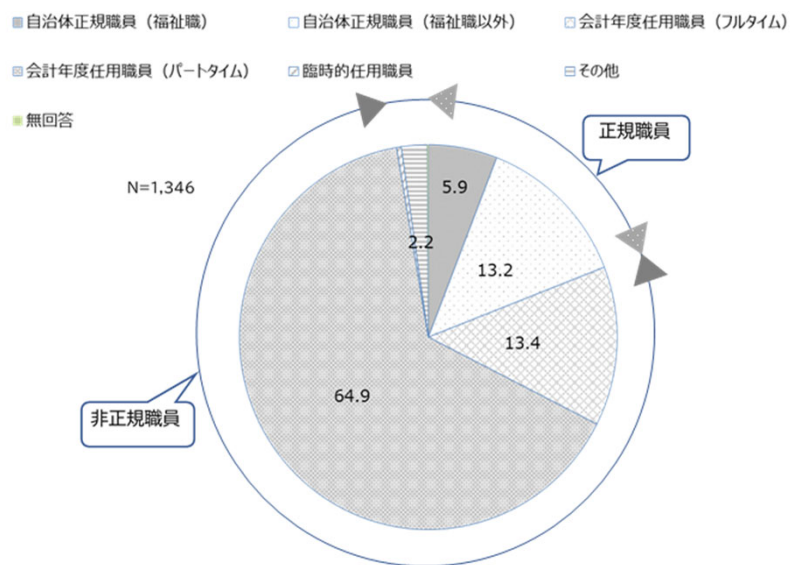
※ 調査結果より独自の事業実施や関係機関との連携の工夫等がみられる自治体にヒアリングを実施

調査概要①

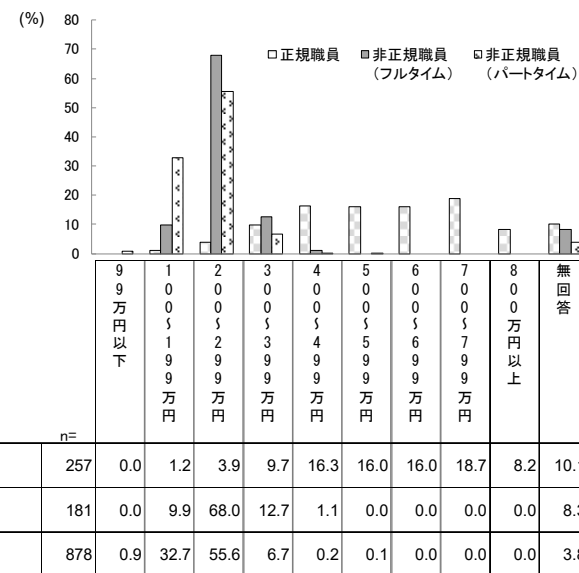
母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査

■ 主な調査結果（自治体票）

- 支援員の雇用形態としては、**正規職員が19.1%、非正規職員が78.7%**であり、非正規職員は「**会計年度任用職員（フルタイム）**」が**13.4%**、「**会計年度任用職員（パートタイム）**」が**64.9%**となっている。



- 年収の平均値は、**正規職員548.8万円、非常勤職員（フルタイム）242.2万円、非正規職員（パートタイム）は213.6万円**であった。



調査概要②

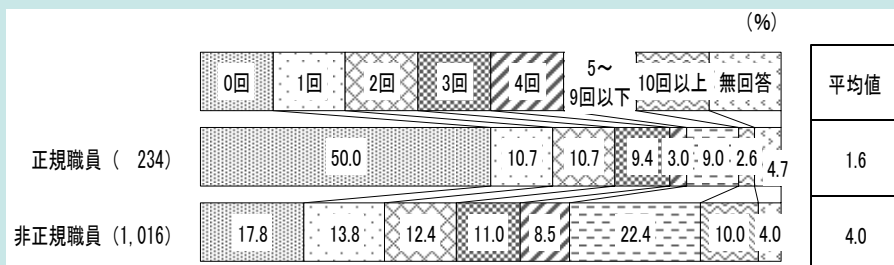
母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査

■ 主な調査結果（自治体票）

- 母子・父子自立支援員向けの研修の開催回数（令和元年度）は、**都道府県で1.3回、一般市等で0.4回。**

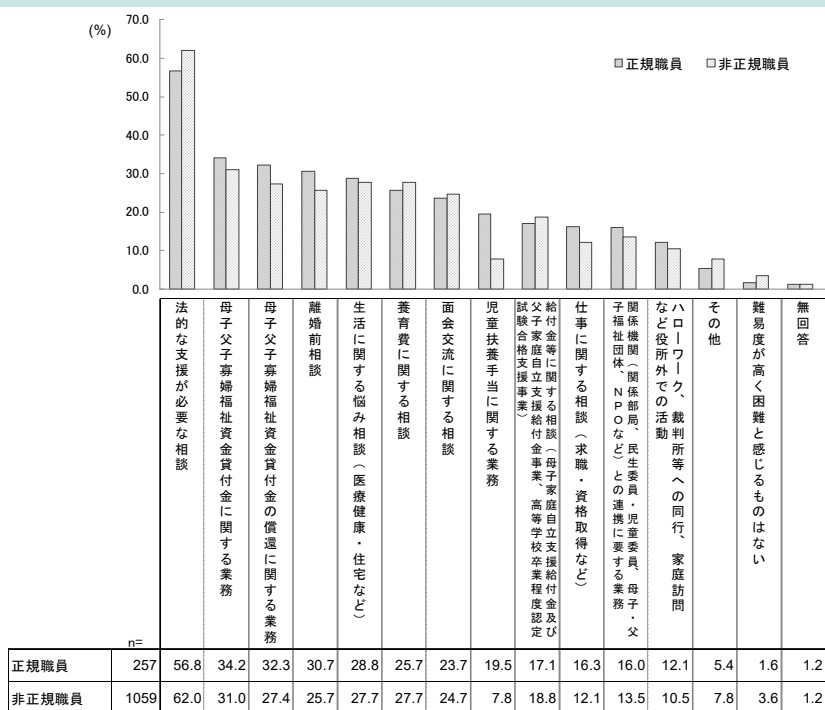
	TOTAL	都道府県等	一般市等
研修回数（回）	0.6	1.3	0.4
受講者数（人）	7.4	28.3	2.2

- 母子・父子自立支援員向けの研修の受講平均回数（令和元年度）は、**正規職員で1.6回、非正規職員で4.0回。正規職員の5割は1度も研修を受けていない。**



■ 主な調査結果（支援員票）

- 支援員が「難易度が高く困難」と感じる業務は、**法的な支援必要な業務が最も高く、62%が難易度が高いと回答している。**

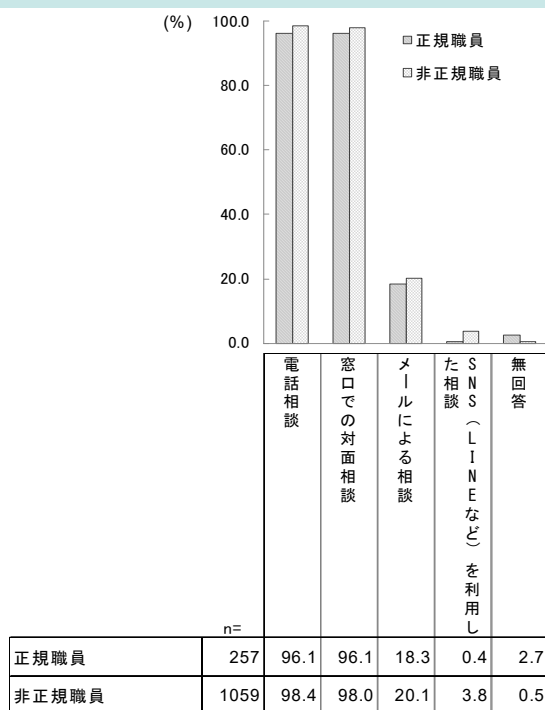


調査概要③

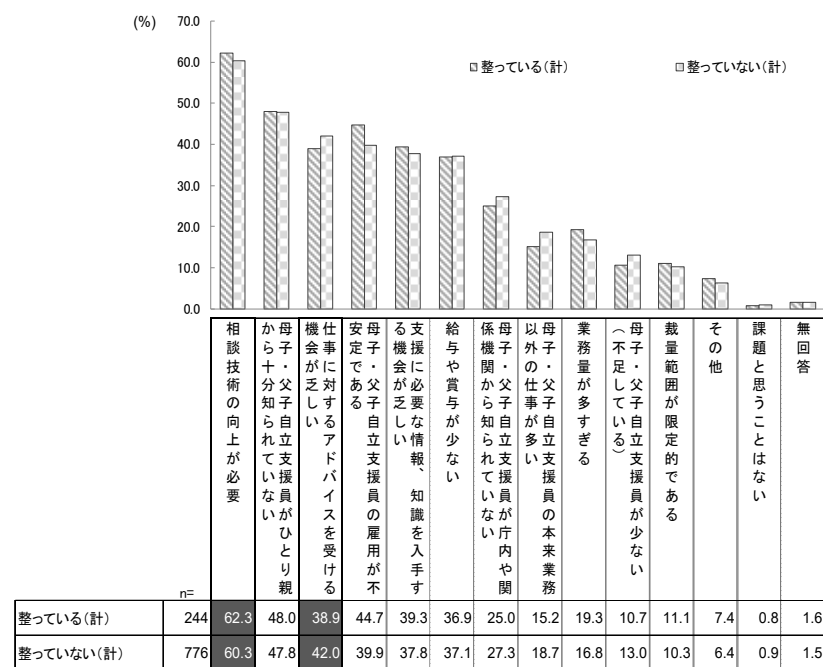
母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査

■ 主な調査結果（支援員票）

- 支援員が実施している相談方法としては、電話相談、対面相談が大半であり、SNSを利用した相談の割合は極めて低い。



- 母子・父子自立支援員の課題だと思うことについて、「相談技術の向上が必要」が最も多い。



調査概要④

静岡県、練馬区、明石市の3自治体に対し、ひとり親支援や、母子・父子自立支援員の体制も含め、支援体制の構築において工夫していること等についてヒアリングを実施した。

静岡県

- 母子・父子自立支援員を**相談支援業務専任**とすることで、充実した相談体制を確保。
- 児童扶養手当の現況届提出の機会等を捉まえ、**アウトリーチ支援を実施**。支援員や弁護士が同席し、相談者が必要な要件を済ませられるよう工夫。
- 法律に関し、ワークショップ形式も含めた支援員向け研修を実施。
- **SNSを利用したひとり親相談支援**を民間委託で実施。

練馬区

- 母子・父子自立支援員を正規職員、非正規職員計**16名配置**。
- ひとり親向けの**出張相談**や、**ホームヘルプサービスの利用に乗じたアウトリーチ型の相談支援**を実施。
- 法テラスやハローワーク、子ども家庭支援センター等他機関との連携、互いに情報を提供。
- **ひとり親ワンストップサービス**を行う部署を設置、ひとり親の生活全般にわたる相談に応じ、各専門支援につなげている。

明石市

- **平日の夜**などに、開庁時間に来られない人向けの**家庭訪問**を実施。
- 社会福祉協議会や生活困窮の窓口、教育委員会等と連携。
- 「こどもを核としたまちづくり」の一環として各種施策を展開。**ひとり親家庭総合相談会**を開催したり、**ひとり親相談専用の電話番号の公開**などを行っている。
- 支援員は、ネット接続のPCの他、外部と切り離れた端末で住基情報の確認等が可能。

調査概要⑤

提言の内容

支援体制の整備

- 貸付金関連等他業務に割く時間が長いため、**支援員が相談支援業務に時間を割けるよう、職員配置の改善や業務の見直し**などを検討すべき。
- 給与や雇用の不安定さなど、**支援員の待遇に課題がある**ため、地方自治体においては**現状及び課題を把握するとともに、改善に努める**べき。
- ひとり親が法的な支援を受けやすくするため、支援員の研修機会の充実とともに、**弁護士や法テラス等の専門家・機関との連携**が必要。
- ひとり親の**就労時間外の相談ニーズ**に応えたり、**低調なアウトリーチ支援の充実**ができるよう体制整備が必要である。

支援員の研修等

- 経験年数の浅い支援員を中心としてスーパービジョンや研修のニーズは高い。
- 支援の技術向上のためのスーパービジョン体制の構築や研修機会の確保が必要である。
- 経験豊富な非正規職員をスーパーバイザーとして配置することや、**オンラインツールやeラーニングを活用した研修の形式の検討**などが考えられる。

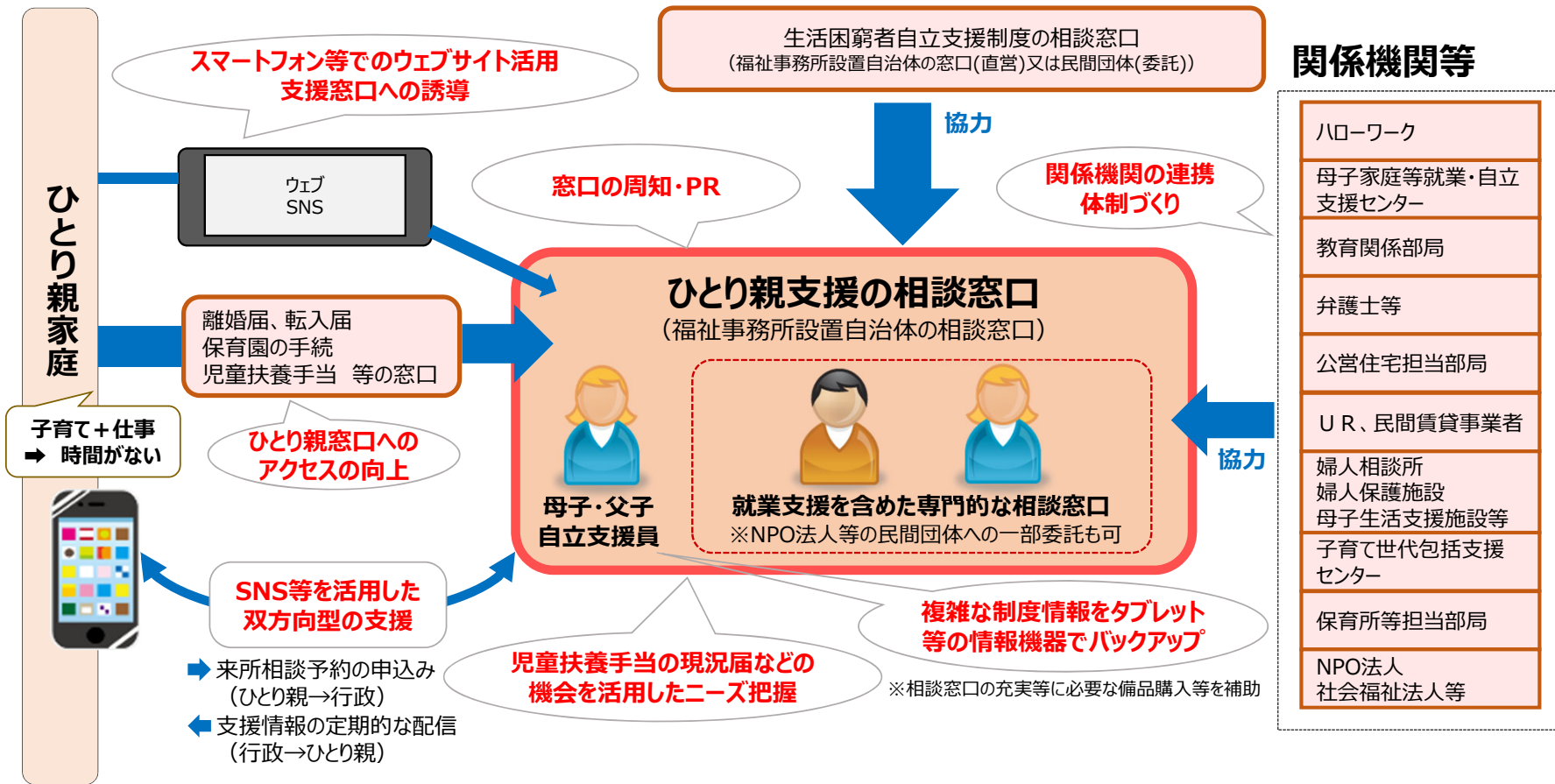
ICTの利活用

- 個人メールを利用できる非正規職員が2割と、情報機器の利活用は低調。
- 支援員が情報検索を容易にできるようインターネットへのアクセスを確保するとともに、**ICT（情報通信技術）の利活用を促進**する必要がある。
- 複雑な支援制度をタブレット等で一覧で検索できるようにするなど相談支援ツールの整備を進めることが考えられる。

- 1 調査研究の実施
- 2 予算要求
- 3 検討依頼通知の発出
- 4 全国会議の開催
- 5 実施状況調査の実施

(目指す姿) 自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、実情を踏まえた、**ワンストップで寄り添い型支援**を行うことができる体制を整備



ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業【R2年度補正⇒R3年度に繰越】

令和2年度第3次補正予算：4.0億円（母子家庭等対策総合支援事業）

背景

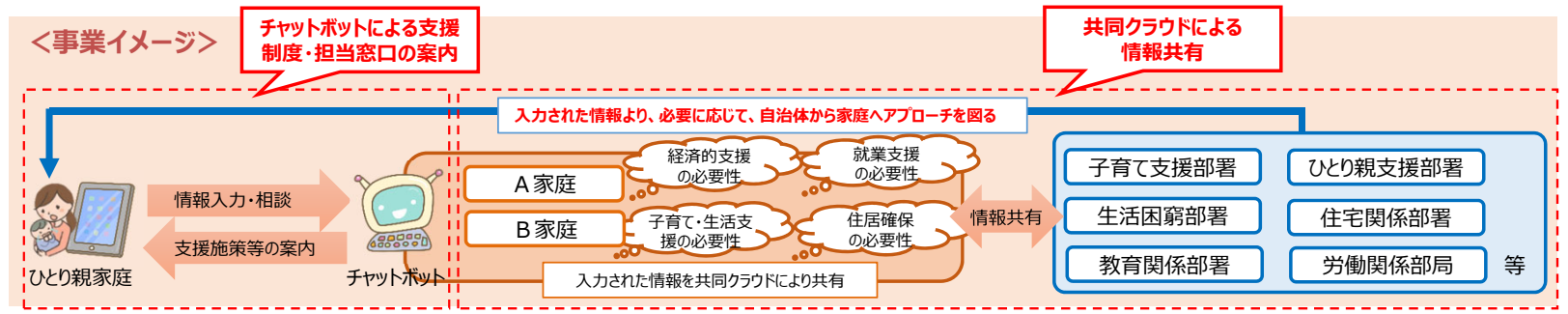
- ひとり親家庭に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度をよく知る人も希少であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されるも、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっているところ
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。

目的

- ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化をモデル的に実施し、その取組の横展開を図ることを目的とする。

支援の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器の活用を始めとした相談機能強化を図る。



補助単価等

対象	補助率	補助基準額	実施主体
○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	定額 (国10/10相当)	1自治体あたり 80,000千円	都道府県、市及び福祉事務所 設置町村

取組事例①：福岡県

【概要】

- 福岡県ひとり親サポートセンターのホームページにAIチャットボット機能を導入し、ひとり親家庭等から多く寄せられる質問に24時間365日対応し、適切な支援に案内できる仕組みを導入。（ワンストップ型相談対応）
- また、AIチャットボット利用者のうち、希望する方には、提供を希望する支援情報や連絡先を入力してもらい、登録された連絡先に必要な支援情報の提供を行う。（プッシュ型支援）

1



ひとり親家庭からの質問に AIチャットボットでお答えします！

県では、ひとり親家庭の方からの質問に24時間365日対応し、適切な支援に案内できるよう、「福岡県ひとり親サポートセンター」のホームページにAIチャットボット機能を導入します。

AI機能を活用し、様々な質問にお答えし、支援制度・相談窓口の案内をいたします。自動応答サービスですので、気軽にご利用ください。

※AIチャットボット機能について

チャットボットとは、「チャット（対話）」と「ロボット」を組み合わせた造語です。インターネット上で入力された皆様からの質問に対し、対話形式で自動応答するサービスです。回答は、AI（人工知能）があらかじめ整備されたFAQデータをもとに導き出します。

【利用方法】

- 1 ひとり親サポートセンターホームページにアクセスします。
(URL : https://www.fukuoka-kenboren.jp/support_access.html)
- 2 AIチャットボット専用アイコンをクリックします。
- 3 AIチャットボット画面に切り替わります。

ページ下部の入力欄に質問を入力して送信ボタンを押すと、関連する質問が表示されます。



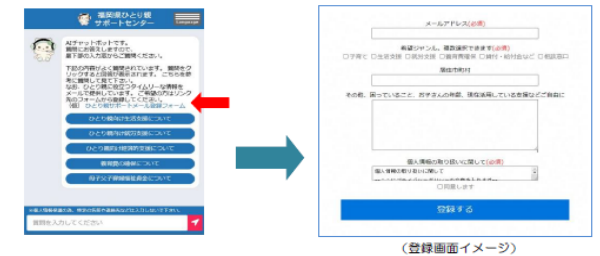
- 4 該当する「質問」をクリックすると、回答を表示します。
- 5 さらに詳しい情報を知りたい場合、リンク先をクリックすると表示されます。

2

- 6 期待した答えが出てこないなど、質問の意図をAIが認識しない場合には、表現を変えて再度入力してください。
- 7 質問入力のポイント
 - (1) 質問は文章でも単語の羅列でもどちらも認識します。運用初期は、単語入力の方が正確に認識します。
例) 「養育費の不払いを解決したい」「養育費 不払い」
 - (2) 質問は具体的なするほど正確に認識します。キーワードが足りない場合は上手く認識できなくなります。再入力する際も具体的にキーワードを入力して下さい。
例) ○「ひとり親 給付金 職業」 ×「給付金」
 - (3) 誤った回答が表示された場合に、入手しなかった情報の詳細をお知らせいただく、AIの学習に役立ちます。
「いいえ」ボタンを押して、入手しなかった情報の詳細をお知らせください。



- 8 希望者への情報提供
希望される方には、AIチャットボット機能画面から専用の画面に移動し、事前に登録していただくことで、就労支援、相談窓口などのジャンルに応じて、必要な更新情報を提供します。



【問い合わせ先】

福岡県ひとり親サポートセンター（電話 092-584-3931）
福岡県ひとり親サポートセンター飯塚プラザ（電話 0948-21-0390）

取組事例②：神戸市

【概要】

- SNS（LINE）を利用した就業相談アプリを作成し、ひとり親家庭を対象に、プロのキャリアカウンセラーに無料でいつでもどこでも就業相談ができる体制を整える。
- キャリアカウンセラーによる就業相談に加え、求人情報の提供やAIによる適性・適職診断を行う他、ひとり親家庭支援施策の情報の提供を行う。

- この他、支援施策のオンライン申請を実施しており、申請を行った方に対して、ひとり親支援施策情報の配信等を行っている。

1 2.SNSとAIを活用した就業相談



ひとり親家庭の抱える課題

解決策 SNSとAIを活用

相談手法	-相談に行く時間が取れない -コロナで相談に行くのが不安	解決策 SNSとAIを活用	-LINEを活用し、好きな時間に、キャリア相談ができる
相談先	-相談先が分からない		-キャリアカウンセラーが、適切な相談先に繋げる
情報発信	-情報を検索する時間がない		-LINEを活用し、必要な情報の受け取りが可能
職業紹介	-自分に合う仕事が見つからない -職業をあっせんして欲しい		-適職診断を受けて、自分にあった仕事をコーディネートできる

2 2.SNSとAIを活用した就業相談



トーク画面の使いたい機能を選択

<機能の例>

- 1 キャリアカウンセラーに無料で就業相談
- 2 企業の求人情報を掲載
- 3 ひとり親家庭支援施策の情報を掲載
- 4 AIによる適職診断
- 5 企業の声や、相談者の成功体験等

3 2.SNSとAIを活用した就業相談

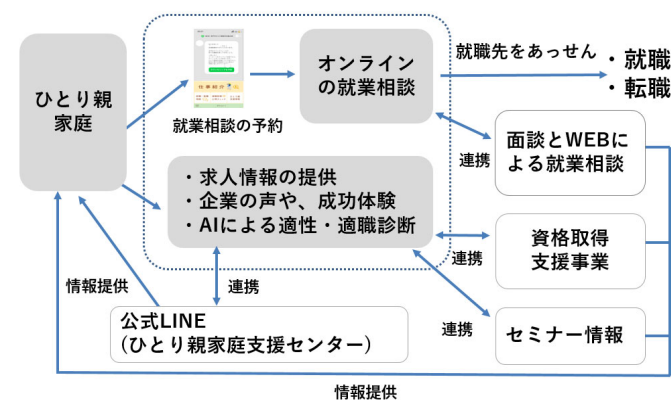


就業相談の予約までの流れ

<現段階でのイメージ>



4 相談支援体制の充実



ひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業【R3年度新規】

【令和3年度予算：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目的

- 母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう相談支援体制の強化を図る。

事業内容

- タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、**母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実**を図る。



実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・及び福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】国 1/2、都道府県等 1/2

補助基準額

1か所当たり 2,200千円

※ 市内の区役所・支所など、母子・父子自立支援員等を配置して相談支援を行っている場所毎に補助単価を適用することが可能。

相談支援体制の強化（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の拡充）

R3予算：158億円の内数→R4概算要求：164億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

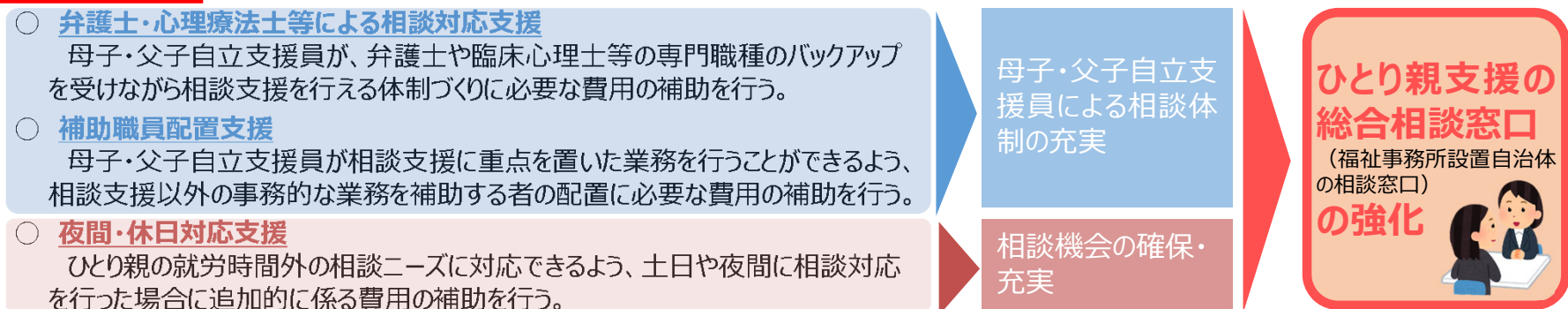
背景

- ひとり親家庭等の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、年齢、同居家族の状況、就業状況等により多様なものがあり、また、DVなど多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる支援制度が必要であるとともに、それらをひとり親家庭の事情に応じて適切に組み合わせて提案する相談支援が重要。
- しかし、ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、相談対応を行う自治体窓口等においては、
 - ・ 母子・父子自立支援員にとって特に難易度の高い、法的な支援が必要な相談対応にあたり、支援員へのサポートが少ない。
 - ・ 精神疾患を抱える相談者や外国人相談者への適切な対応が難しい。
 - ・ 正規職員、非正規職員ともに貸付金関連の業務負担が大きく、相談支援業務に割ける時間が少ない。
 - ・ ひとり親は就業している割合が高い中で、土日や夜間の時間帯に相談対応を行っている自治体が少ない。
 といった状況にあることから、相談支援体制を強化するための支援が必要。

目的

- ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、専門的な総合相談窓口において、相談者のニーズをワンストップで正確に把握し、一人一人に合った的確な支援に繋げることを可能とするため、様々な角度から相談支援体制の強化を図る。

支援の内容



補助単価等

対象	補助率	補助基準額	実施主体
○ 母子家庭等対策総合支援事業におけるひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	国 1 / 2	1か所当たり 8,118千円	都道府県・市・ 福祉事務所設置町村

1 調査研究の実施

2 予算要求

3 検討依頼**通知**の発出

4 全国会議の開催

5 実施状況調査の実施

「ひとり親家庭への支援体制の強化等について」

(令和3年5月20日付け子家発0520第1号家庭福祉課長通知)

- ◆ 支援員の人件費については、地方交付税により措置されているが、「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」報告書によれば、特に非常勤の支援員の給与水準は低く、フルタイムの支援員であってもその給与の平均は年額242.2万円。
- ◆ これまで非常勤職員として任用されていた支援員については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員として任用されているが、会計年度任用職員については、総務省より通知されているとおり、類似する業務に従事する常勤職員の職務の級の初号俸の給与月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきとされている。

国の予算事業の活用を働きかけ

- ◆ 各地方自治体において、改正法の趣旨等を踏まえ、支援員の処遇等についても検討を依頼

- ◆ 支援員が活用できるIT機器の整備や、支援員に対する研修の充実など、総合的な処遇の改善について依頼

【参考】「ひとり親家庭への支援体制の強化等について」（令和3年5月20日付け子家発0520第1号家庭福祉課長通知） - ①

記

子家発 0520 第 1 号
令和 3 年 5 月 20 日

各 都道府県
市町村
特別区 民生主管（部）局長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公印省略）

ひとり親家庭への支援体制の強化等について

平素より、ひとり親家庭等支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

ひとり親家庭等に対する相談支援等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）に設置される母子・父子自立支援員を中核とする総合的な相談窓口（以下「総合相談窓口」という。）を中心に、関係機関等と連携を図りながら行われているところです。（別添1）

ひとり親家庭等に対する相談支援等に関しては、令和2年11月、行政改革推進会議の下で実施された「秋のレビュー（秋の年次公開検証）」において議論がなされ、「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援の必要性等について指摘された（別添2）ほか、令和2年度に厚生労働省が実施した「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」において、母子・父子自立支援員が相談支援の現場で抱える課題等について整理された（別添3）ところです。

一方、厚生労働省としては、ひとり親家庭への相談支援体制の更なる強化を図るため、令和2年度第3次補正予算において「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」を措置（令和3年度予算へ繰り越し）したほか、令和3年度予算において「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業」を創設するなど、その機能強化に向けた支援措置を講じてきました。

以上を踏まえ、今後、都道府県等において、総合相談窓口の体制、専門性の強化に向けた取組が促進されるよう、下記のとおり、総合相談窓口の体制強化等の重要性及び体制強化等に活用可能な予算補助制度や母子・父子自立支援員への支援等について整理いたしました。

貴職におかれては、内容について御了知いただき、ひとり親家庭への支援体制の強化に向けて、一層の取組をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

1 総合相談窓口の体制、専門性の強化の重要性

ひとり親家庭等の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様なものがあり、また、DV など多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる支援制度が必要であるとともに、それらを支援対象の家庭の事情に応じて適切に組み合わせて行う相談・支援が重要です。

しかしながら、母子・父子自立支援員が担う相談の幅が広い上に児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金の事務手続に追われ、相談需要に応え切れず、かつ、相談窓口の体制が十分でないため、各種支援制度が十分に活用されていないとの指摘がなされています。また、ひとり親家庭は、自分が支援対象であることに無自覚な場合や、育児や仕事に追われ、行政等への相談ができていない場合など、必ずしも十分な支援につながらないとの指摘もなされています。

新型コロナウイルス感染症の影響の拡大により、特に非正規労働者などに大きな影響が及ぶとともに、非正規雇用の割合が高く、経済的基盤が弱いひとり親世帯の方々は、特に厳しい状況にある中で、ひとり親家庭等の支援ニーズに適切に対応していくためには、今後さらに総合相談窓口の体制や専門性を強化すること等により、ひとり親家庭等から総合相談窓口へのアクセスの向上を図り、相談支援等をより充実したものにしていくことが重要です。

各地方自治体におかれましては、地域の実情に応じて必要となる国庫補助事業を十分に活用いただくこと等により、総合相談窓口の体制強化等に向けた積極的な取組を進めていただくようお願いいたします。

<参考>

○令和2年度「秋のレビュー（秋の年次公開検証）」における指摘事項（抜粋）

- ・子供の貧困・シングルペアレンツに関する問題は、困難な状態となるきっかけやプロセス、また、子供の未来に関わるものとして捉えれば、全ての人に関わる政策課題として位置付けるべきである。
- ・今日までの子供の貧困対策、シングルペアレンツに対する支援に係る関係府省等の取組は、一定の成果があるものとして評価できるが、まだ多くの課題がある。
- ・その上で、今後、更に、必要な支援が必要な人に十分に行き渡らせるためには、まず、支援を必要とする人の立場に立って、これを起点とした支援策の「ワンストップ化」を実現し、素早く有効な支援を届ける必要がある。そのために、デジタル・データの活用に加え、役所や学校などの現場で直接支援に携わる人（スクールソーシャルワーカーなどの支援員や NPO 法人等）を効果的に活用することが必要である。
- ・また、自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人、その予備軍に対して積極的にアプローチするためにも、「プッシュ型」の支援を可能とする必要がある。

【参考】「ひとり親家庭への支援体制の強化等について」（令和3年5月20日付け子家発0520第1号家庭福祉課長通知） - ②

<参考>

- 「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」報告書「第5章 提言」（抜粋）

【支援員の業務】

- ・正規職員、非正規職員ともに貸付金関連の業務負担が大きく、相談支援業務に割ける時間が少ない。
- ・そのため、支援員が相談支援業務に時間を割くことができるよう、職員配置の改善や業務の見直しなどを検討する必要がある。

【スーパービジョン、研修】

- ・経験年数の浅い支援員を中心としてスーパービジョンや研修のニーズも高い。
- ・支援の技術向上のためのスーパービジョン体制の構築や研修機会の確保が必要である。
- ・具体的には、例えば正規職員に限らず、経験豊富な非正規職員をスーパーバイザーとして配置することや、zoom などオンラインツールや e ラーニングを活用した研修の形式の検討などが考えられる。

【ワンストップ型の相談対応】

- ・ワンストップの相談支援に関し、個人情報の共有に課題を感じている自治体が多い。
- ・個人情報の共有のためには、例えば、相談支援の早い段階で他機関への個人情報提供に関し同意を取るなどの工夫が考えられる。
- ・自治体からは、関連機関と連携するにあたり、制度の複雑性、母子・父子自立支援員の認知度の低さ、支援の方向性を関連機関と調整する必要性などの課題があると回答があった。

【ICT活用】

- ・個人メールを利用できる非正規職員は約2割と少なく、情報関連機器等の活用は低調である。
- ・支援員が情報検索を容易にできるようインターネットへのアクセスを確保するとともに、ICT(情報通信技術)の利活用を促進する必要がある。
- ・例えば、複雑な支援制度をタブレット等で一覧で検索できるようにするなど相談支援ツールの整備を進めることが考えられる。

2 活用可能な予算補助制度

(1) 補助メニュー

<総合相談窓口の体制強化、母子・父子自立支援員等の専門性強化>

① ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

【事業内容】

ア 就業支援専門員配置等事業

- 就業支援に関する専門的な知識を有する専任の「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、
- ・自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進
 - ・就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供
 - ・SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

イ 集中相談事業

- 児童扶養手当の現況届の提出時期(8月)等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

【実施主体】

都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】

国 1/2、都道府県等 1/2

【補助単価】

アの事業：1か所当たり5,000千円

イの事業：1か所当たり3,100千円

② ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業

【事業内容】

- タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

【実施主体】

都道府県、市、福祉事務所設置町村

【参考】「ひとり親家庭への支援体制の強化等について」（令和3年5月20日付け子家発0520第1号家庭福祉課長通知） - ③

- 【補助率】
国 1/2、都道府県等 1/2
- 【補助単価】
1か所当たり 2,200 千円
※ 市内の区役所・支所など、母子・父子自立支援員等を配置して相談支援を行っている場所毎に補助単価を適用することが可能。
- ③ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業
- 【事業内容】
ひとり親家庭等に対するワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るため、地域の実情に応じて次のア～カを組み合わせ実施する。
ア チャットボットを活用した相談支援
イ 入力フォームを活用した支援施策の案内等
・ ひとり親家庭等が入力した情報より、活用可能な支援施策等を案内
・ ひとり親家庭等が入力した情報より、その家庭の状況をまとめた電子個人票を作成
ウ ひとり親家庭等の個々の情報を管理及び関係部署と共有するためのシステムの構築
エ 電子個人票などを活用したプッシュ型支援
オ 各種支援施策のオンライン申請
カ その他、ひとり親家庭等に対するワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化に資する取組
- 【実施主体】
都道府県、市、福祉事務所設置町村
- 【補助率】
定額(国 10/10 相当)
- 【補助単価】
1自治体あたり 80,000 千円
- ④ 相談関係職員研修支援事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業のメニュー事業）
- 【事業内容】
ア 地域研修会の開催及び研修の受講促進
都道府県等において、主に管内の自治体や福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員その他の相談関係職員を対象として、自ら研修会等を開催するほか、他の各種研修会等への参加を支援することにより、研修機会を確保する。
イ 合同検討会議の開催
様々な問題を複合的に抱える困難ケースに対して的確な支援を行うため、就業、福

祉、保健・医療などの関係機関の支援者が会してケースに関する情報を共有した上で、認識を共有し、多角的に支援方策について合同で検討する「合同検討会議」を行う。

【実施主体】
都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】
国 1/2、都道府県等 1/2

【補助単価】
1センター当たり 2,769 千円

<総合相談窓口や支援施策等の周知・広報>

⑤ 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業のメニュー事業）

【事業内容】
都道府県等において、支援施策の積極的・計画的な実施を図るため、支援施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにするため、パンフレットなどの紙媒体をはじめ、メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などのインターネットメディアの活用も含め、母子家庭の母等が接しやすい方法により情報発信を行い、周知する。

【実施主体】
都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】
国 1/2、都道府県等 1/2

【補助単価】
1センター当たり 2,300 千円

(2) 令和3年度執行スケジュール（案）

- ① 令和3年度（令和2年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等）（(1)の③が該当）
- ・ 令和3年5月18日：交付要綱発出
 - ・ 6月2日：交付申請書提出期限
 - ・ 12月頃：変更交付申請書提出期限(予定)

【参考】「ひとり親家庭への支援体制の強化等について」（令和3年5月20日付け子家発0520第1号家庭福祉課長通知） - ④

② 令和3年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（（1）の①、②、④及び⑤が該当）

- ・ 令和3年6月頃：交付要綱発出（予定）
- ・ 7月頃：交付申請書提出期限（予定）
- ・ 令和4年1月頃：変更交付申請書提出期限（予定）

なお、各自治体において上記の執行スケジュール（案）によらない補助金の執行（交付決定）が必要な事情が生じた場合には、円滑な執行に向けて柔軟な対応を検討することとしていますので、随時ご相談いただけますようお願いいたします。

3 母子・父子自立支援員への支援の強化

（1）母子・父子自立支援員の処遇改善

支援員の人件費については、地方交付税により措置されているところですが、「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」報告書によれば、特に非常勤の支援員の給与水準は低く、フルタイムの支援員であってもその給与の平均は年額242.2万円となっております。

これまで非常勤職員として任用されていた支援員については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）（以下「改正法」という。）の施行に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員として任用されていることと存じますが、会計年度任用職員については、総務省より通知されているとおり、類似する業務に従事する常勤職員の職務の級の初号俸の給与月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきとされています。

各地方自治体におかれては、改正法の趣旨等を踏まえ、支援員の処遇等についてもご検討いただくようお願いいたします。

また、支援員が活用できるIT機器の整備や、支援員に対する研修の充実など、総合的な処遇の改善についてもご検討いただくようお願いいたします。

<参考>

○「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」報告書「第5章 提言」（抜粋）

【非正規支援員の待遇】

- ・非正規支援員は仕事への高い意欲を持ち、また経験年数の長い支援員は相談対応に長けているが、待遇面では課題がある。
- ・母子・父子自立支援員の約8割を占める非正規職員は、半数弱が給与や賞与などの待遇、雇用の不安定さを課題と感じている。

（2）全国母子・父子自立支援員研修会について

例年、支援員の資質向上を図ることを目的として「全国母子・父子自立支援員研修会」を開催しているところです。

本研修の開催に当たっては、全国母子・父子自立支援員連絡協議会に加盟する協議会を有する地方自治体にもご協力いただいていたところですが、当面の間は厚生労働省において単独で開催することとしていますのでご連絡いたします。

（3）母子・父子自立支援員関係団体について

各地域において、支援員の資質向上等を目的として、要望活動や関係機関との連携等の活動をされている団体があります。各都道府県等に所属する支援員が当該団体の活動に携わっている場合もございますが、都道府県等におかれては、必要に応じてこれらの団体と連携・協力いただき、団体の活動についてご理解いただけますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111（内線4887）

- 1 調査研究の実施
- 2 予算要求
- 3 検討依頼通知の発出

4 全国会議の開催

- 5 実施状況調査の実施

令和3年度「全国ひとり親家庭支援者等会議」（令和3年6月23日）

開催目的

- 国におけるひとり親家庭に対する支援策を周知するとともに、地方自治体における好事例の共有・横展開を通じて、地方自治体のひとり親家庭担当課職員及び母子・父子自立支援員等の質の向上を図り、ひとり親家庭等に適切な支援を提供することを目的とする。

概要

- 開催日時：令和3年6月23日（オンライン開催）
- 参加対象者：都道府県、市、福祉事務所設置町村におけるひとり親家庭支援担当課及び母子・父子自立支援員等
- 会議資料及び動画を厚生労働省ホームページに掲載（URL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000183795_00002.html

令和3年度

全国ひとり親家庭支援者等会議

開始時間までお待ちください。

主催 厚生労働省

開催期日 6月23日(水) 13時～15時

会議内容

日程	時間	内容	担当
6月23日(水)	13:00～13:05 (5分)	開会挨拶	厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 中野孝浩 課長
	13:05～13:35 (30分)	行政説明	厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 中野孝浩 課長 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室 上井正純 室長
	13:35～14:05 (30分)	取組事例発表1 質疑応答1	神戸市 子ども家庭局 家庭支援課 家庭支援調整担当 垣内里美 課長
	14:05～14:35 (30分)	取組事例発表2 質疑応答2	福岡県 福祉労働部 児童家庭課 ひとり親家庭支援 山口隆 係長
	14:35～14:55 (20分)	質疑応答3	
	14:55～15:00 (5分)	閉会挨拶	

- 1 調査研究の実施
- 2 予算要求
- 3 検討依頼通知の発出
- 4 全国会議の開催

5 実施状況調査の実施

調査概要

- 母子・父子自立支援員（以下「支援員」という。）の処遇改善等の推進について、通知や全国会議で検討を依頼したことに伴い、各自治体における現時点の検討状況に係るアンケート調査を実施。
- ①支援員の処遇改善、②IT機器等の整備及び③研修の充実に係る、令和3年10月1日現在の検討状況について照会。
- 調査対象：都道府県、市及び福祉事務所設置町村（計906自治体※支援員を配置していない自治体を含む。）
- 調査期間・方法：令和3年10月4日～10月18日（電子メール）

「母子・父子自立支援員の処遇改善等に関するアンケート調査」結果

主な調査結果

① 支援員の処遇改善

- 有効回答**702**自治体のうち、令和3年度上半期において「**処遇改善を行った**」が**94**自治体、「**検討している**」が**51**自治体。
- 「処遇改善を行った」とした94自治体のうち、**37**自治体が「**給与水準の改善**」を行っており、うち**1割～3割程度**の改善を行った自治体が**7**自治体あった。

(給与水準の改善を行うことができた背景) ※口頭での聞き取り

- ・他の相談業務を行う職員の処遇改善と合わせて実施
- ・令和2年度の会計年度任用職員化に合わせて処遇改善も実施

② IT機器等の整備

- 有効回答**702**自治体のうち、令和3年度上半期において、支援員が相談支援等を行うに当たって、業務効率化や効果的な相談対応を行うために、「**IT機器等の整備を行った**」と回答したのが**45**自治体、「**今後行うことを検討している**」が**74**自治体であった。
- 主な整備内容としては、タブレットやスマートフォンの導入、職員と同等の端末配備など。

③ 研修の充実

- 有効回答**693**自治体のうち、令和3年度上半期において、支援員に対する「**研修受講機会の充実を行った**」と回答したのが**243**自治体、「**今後行うことを検討している**」が**158**自治体であった。
- 「研修受講機会の充実を行った」と回答した自治体の具体的な方法としては、「**研修の回数を増やした**」が**24**自治体、「**研修の内容を増やした**」が**13**自治体、オンライン研修の導入などにより「**研修を受けやすくした**」が**214**自治体あった。(複数回答)

課題

■支援を必要とする「ひとり親」のニーズを踏まえた対応

- ・ 支援対象であることを知らない方への積極的アプローチ
- ・ 夜間等を含め、手軽に相談・アクセスできる
- ・ 多様な支援メニューを適切に組み合わせ

対応の方向

■母子・父子自立支援員による相談機能強化

⇒研修等の充実、IT機器活用、処遇改善

⇒補助職や専門職による支援員へのサポート体制の強化

■ICT活用によるワンストップ相談機能強化

⇒自治体によるモデル事業
・プッシュ型等の試行

※徳島県、福岡県、札幌市、神戸市、富山市、南砺市

予算事業の活用

自治体・支援員の協議会との協働

⇒全国調査等の好事例の深掘りと情報提供等
(オンライン会議等)

参考資料

ひと、くらし、みらいのために

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの ひとり親家庭の皆さまへ

- 相談できる人がいない・・・
- ひとりでは家事や子育てに手が回らない・・・
- 家計が大変！経済的支援があれば・・・
- 就職したい！資格を取りたい！

このような
お悩み
ありませんか？

ひとり親家庭全般に関する相談窓口はこちら

〇〇市〇〇〇〇課
〇〇市役所〇階（開庁時間 平日〇時～〇時）

電話・メール相談も受け付けています

TEL：00-0000-0000（受付時間 平日〇時～〇時）
FAX：00-0000-0000
E-mail：aaaaa@bbbbbb.jp

フロアマップ

お困りごとの内容に応じた相談窓口はこちら

子育て やDV の悩み	児童相談所	子育ての悩み、虐待の相談などについて、お電話でご相談を受け付けます。	0570-783-189	
	① DV相談ナビ ② DV相談+（プラス）	DVの悩みに、相談員が親身に対応します。 ① 最寄りの窓口 ② 24時間の電話相談（SNS・メールも対応）	① #8008 ② 0120-279-889	
心の健康	よりそいホットライン	どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。	0120-279-338	
	SNS等による相談	LINE, Twitter, FacebookなどのSNSや電話を通じてお悩みの相談を受け付けます。	00-0000-0000	
しごと	精神保健福祉センター	保健師・精神保健福祉士などの専門職が、面接やお電話などで、心の健康に関するお悩みの相談を受け付けます。	00-0000-0000	
	ハローワーク	仕事をお探しの方はお近くの①ハローワークや②マザーズハローワークにご相談ください。求人情報はハローワークインターネットサービスでも探すことができます。	①00-0000-0000 ②00-0000-0000	
	特別労働相談窓口	解雇・雇止め・休業手当などの労働相談に対応しています。	00-0000-0000	

ひとり親家庭の皆さまにご活用いただける支援の一覧

給付金	ひとり親家庭の方	低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	【基本給付】 （再支給分の金額含む） 1世帯10万円、 第2子以降は +6万円 【追加給付】 1世帯5万円	①児童扶養手当受給者 ※振込済 ②年金受給のひとり親 ③収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となったひとり親 ※上記②または③に該当する方で、まだ基本給付の支給を受けていない方は、申請を行うことで、再支給分を含めた額が支給されます。	都道府県市町村	
		生活資金でお悩みの方	緊急小口資金	最大20万円	当座の生活のための緊急かつ一時的な生活費が必要な方 ■ 据置期間：1年以内 ※償還免除の特例あり ■ 返済期間：2年以内	各市町村社会福祉協議会
住まい	家賃でお悩みの方	住居確保給付金	家賃相当額	休業などに伴う収入減により、離職など同程度の状況に至り、住居を失うおそれがある方	市町村	
		住居でお悩みの方	公営住宅	ひとり親世帯は公営住宅の優先入居の対象世帯です。	市町村	
就学	子どもの就学資金でお悩みの方	母子生活支援施設	母子生活支援施設	生活に困難する母子家庭に住まいを提供する施設です。	都道府県市町村	
		義務教育段階の就学援助	学用品費、学校給食費、医療費、修学旅行費、オンライン学習通信費などの支援が受けられます。 ※市町村ごとに認定基準や支給額が異なります。	市町村教育委員会		
		高校生等奨学給付金	約3～15万円	授業料以外の教育費負担がお困りの、生活保護世帯、住民税非課税世帯の方 ※家計急変により住民税非課税相当となった方を含む。 ※高校等の授業料は「高等学校等就学支援金」により支援	都道府県または都道府県教育委員会	
		高等教育の修学支援新制度	最大年額約161万円 （授業料減免+給付型奨学金）	大学・短大・高専（4・5年）・専門学校に在学する住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等 ※家計急変の場合は随時申込可 ※大学等への進学前の予約申込可	在学する学校	
しごと	企業の方	日本学生支援機構の貸与型奨学金	(第一種奨学金) 最大月額6.4万円 (第二種奨学金) 最大月額12万円	大学・短大・高専・専門学校に在学する、幅広い世帯の学生等 ※家計急変の場合は随時申込可 ※大学等への進学前の予約申込可	在学する学校	
		休業した労働者の方	傷病手当金	標準報酬月額（直近12か月平均）の1/30×2/3	健康保険等の被保険者であって、療養のため働くことができない方 ※国民健康保険の被保険者も、市町村によっては支給される場合あり	協会けんぽ・健康保険組合 ※市町村
		企業の方	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	休業前賃金の80%	休業手当の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者の方	コールセンター 0120-221-276
猶予など	いまは、納税や支払いが難しい方	小学校休業等対応助成金	賃金相当額	小学校などの臨時休業などにより仕事を休まざるをえなくなった労働者の方に、有給休暇を取得させた場合 ※子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった、個人で仕事をする方には「小学校休業等対応支援金」を支給	コールセンター 0120-60-3999	
		雇用調整助成金	休業手当などの最大10/10の助成率	労働者の方に休業手当などを支払う場合		
		税・国民健康保険料などの免除・猶予	収入が減少した方は、税や国民健康保険料などの免除や猶予が認められることがあります。		国税局 都道府県市町村	
		国民年金保険料の免除・納付猶予	収入が減少した方は、国民年金保険料の免除申請ができます。		市町村年金事務所	
		公共料金の支払いの猶予	■ 上下水道：市町村 ■ 電気・ガス・電話料金：契約されている事業者 ■ NHK受信料：〇〇放送局 00-0000-0000			

新型コロナ問題を踏まえた、ひとり親支援施策にかかる最近の主な動き

令和2年7月

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円。収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への追加給付：1世帯5万円）を支給。

令和2年11月

- ▶ 政府の秋の行革レビュー（秋の年次公開検証）にて、ひとり親支援について議論
 - ・ 子供の貧困・シングルペアレンツについて、必要な支援を必要な人に十分に行き渡らせるためには、まず、支援を必要とする人の立場に立って支援策の「ワンストップ化」を実現し、素早く有効な支援を届ける必要がある。
 - ・ また、自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人、その予備軍に対して積極的にアプローチするためにも、「プッシュ型」の支援を可能とする必要がある。

令和2年12月

- ▶ ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、予備費を活用して、ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給対象者に対して、再度同様の基本給付を支給。

令和3年2月

- ▶ 秋の行革レビューでの指摘を踏まえ、令和2年度第3次補正予算において、ひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るワンストップ相談支援強化事業を実施。

令和3年3月

- ▶ ひとり親自立支援パッケージを策定（令和3年3月16日 新型コロナに影響を受けた非正規労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議）

<内容>

- 高等職業訓練促進給付金について
 - ・ ひとり親家庭の親が、資格取得のために養成機関で修業する際の生活費支援として月額10万円（課税世帯は月額7万500円）を支給する本事業の対象となる資格について、法令の定めにより養成機関において1年以上の修業を必要とするものとしていたところ、令和3年度に限り、6月以上の短期の訓練を通常必要とする民間資格等を取得する場合も新たに対象に拡大（母子寡婦法施行令（政令）改正等で措置）。
- 住宅支援貸付
 - ・ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労等を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、家賃の全部又は一部（月上限4万円、最大12ヶ月分）の貸し付けを行う。就労へのインセンティブ付与の観点から、安定的な就労につながった場合には、1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除。

令和3年4月

- ▶ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（児童1人当たり5万円）を支給。

ひとり親家庭向けの支援（高等職業訓練促進給付金・住宅支援資金貸付）

◎ 安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につながるひとり親自立促進パッケージを策定。

訓練受講中の生活費支援【拡充】 【月10万円】 ※住民税課税世帯は月額70,500円
※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

◎ 高等職業訓練促進給付金の給付対象を拡大。

【現行】
1年以上の訓練を必要とするもので国家資格等の取得の場合のみ
(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等



【見直し】
6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も新たに給付対象とする
※デジタル分野等の民間資格や講座など

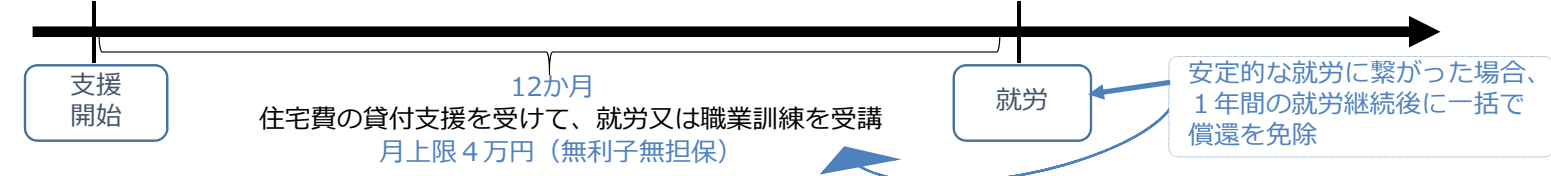
※対象拡大の特例は令和3年度限り

参考
高等職業訓練促進給付金：好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、訓練受講期間中の生活費（月10万円）を給付する仕組み
※訓練経費については、自立支援教育訓練給付金（受講料の6割、上限年20万円）等の活用を促進。

就労訓練中の住宅費の支援【新規】 【月4万円】

◎ 生活困窮者に対する住居確保給付金とは別に、就労に取り組むひとり親世帯に対し、住居の借りに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付制度を創設。

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、就労に資する住宅の居住を促進する観点から、住居の借りに必要となる資金の無利子貸付制度を創設。安定的な就労につながった場合には、1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除する等の自立へのインセンティブ方を導入。



併せて、ネット・SNSやひとり親相談窓口を通じ、支援施策を「伝える」ための取組を推進。

■ **経済財政運営と改革の基本方針 2021**（いわゆる「骨太の方針」）〈抄〉
（令和3年6月18日 閣議決定）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(2) 女性の活躍

○今般の感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響、女性の自殺者の増加等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。

全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第5次男女共同参画基本計画」及び「**女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021**」に基づき、女性デジタル人材育成、**ひとり親に対する職業訓練**、「生理の貧困」への支援など女性に寄り添った相談支援、フェムテックの推進、妊産婦や困難を抱える女性への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援、養育費の不払い解消、女性の登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討、性に関する教育、性犯罪・性暴力対策の強化**などの取組を推進する。**・・・感染症に伴う配偶者等からの暴力の増加、深刻化の懸念を踏まえ、相談体制の充実などの取組を引き続き推進する。



■ **女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021** 〈抄〉

（令和3年6月16日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）

I コロナ対策の中心に女性を

(1) 雇用・労働：女性デジタル人材、ひとり親の職業支援

○**ひとり親に対する職業訓練**

ひとり親世帯にはコロナの影響が厳しい形で表れていることから、特に、迅速かつ手厚い支援を行っていく必要がある。このため、今後、**ひとり親に対する職業訓練関連の支援については、高等職業訓練促進給付金において令和3年度限りの暫定措置として実施している支援対象の拡充の成果や課題を検証した上で継続的な実施について検討するとともに、訓練費用の在り方なども含めて総合的に検討し、中長期的な自立につながる支援策の強化を図る。【厚生労働省】**

安定した就労を目指すひとり親の皆さまへ

スキルアップのために職業訓練を受講するときの生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金のご案内

4月から対象期間・訓練を拡充しています



支給内容などはこちら

対象者

訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
- ②養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれる方

支給内容

訓練期間中、月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

対象訓練

就職の際に有利となる資格^{※2}で、養成機関において6月以上修業するもの
(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等の国家資格や、**デジタル分野等の民間資格**

※2 教育訓練給付（裏面参照）の対象講座（一部除く）

詳しい情報はこちらから <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



お問い合わせはこちら

〇〇市〇〇〇課
〇〇市役所〇階（開庁時間 平日〇時～〇時）

電話・メール相談も受け付けています

TEL : 00-0000-0000（受付時間 平日〇時～〇時）
FAX : 00-0000-0000
E-mail : aaaaa@bbbbb.jp

フロアマップ

安定した就労を目指すひとり親の皆さまへ

他にもさまざまな支援をご活用いただけます

貸付 就職活動中の住まいでお悩みの方

償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付

自立に向け意欲的に取り組む、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などに、月上限4万円×12か月を貸付けます。1年就労継続なら一括償還免除になります。

■詳細はお住まいの都道府県（指定都市の方は市役所）までお問い合わせください。

職業訓練 スキルアップを目指す方

公共職業訓練

ハローワークをご利用の方で、主に雇用保険を受給されている方が、**受講料無料**で受講できる職業訓練です。

求職者支援制度

ハローワークをご利用の方で、主に雇用保険を受給できない方が、**受講料無料**、かつ、要件を満たせば**月10万円の給付金^{※3}**を受給しながら受講できる職業訓練です。

※3 給付金の支給要件の緩和の特例措置（令和3年9月30日まで）を導入

全てのハローワークに、職業訓練の受講を検討している方などの相談・就職支援を行う「**コロナ対応ステップアップ相談窓口**」を設置しています。

■詳細は最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

受講費支援 訓練を受講される方

教育訓練給付

在職中の方、または、原則、離職後1年以内の方で、雇用保険の被保険者期間が3年以上（初めて教育訓練給付を受給する場合は、専門実践教育訓練であれば2年以上、それ以外の訓練であれば1年以上）の方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講する場合に支給します。

■詳細は最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にある方が、主に教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講する場合に支給します。

■詳細はお住まいの都道府県・市区町村までお問い合わせください。

